

立川市財政状況公表条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による。

立川市財政状況公表条例の一部を改正する条例

立川市財政状況公表条例（昭和38年立川市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（公表事項） 第3条 前条の規定により5月に財政状況を公表する場合における公表事項は、前年10月1日から同年3月31日までの期間における次に掲げる事項並びに財政の運営方針及びその動向を明らかにしたものとする。 (1)及び(2) ……略…… (3) <u>公営企業の業務の状況</u> (4)及び(5) ……略…… 2 ……略……	（公表事項） 第3条 前条の規定により5月に財政状況を公表する場合における公表事項は、前年10月1日から同年3月31日までの期間における次に掲げる事項並びに財政の運営方針及びその動向を明らかにしたものとする。 (1)及び(2) ……略…… (3) <u>削除</u> (4)及び(5) ……略…… 2 ……略……

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の立川市財政状況公表条例第3条第1項第3号の規定は、令和2年度以後の年度分の財政状況の公表から適用する。